

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年11月26日(金) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 由紀美
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地改良等届出書について
5. 議 事
 - (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第28号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第29号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
6. その他
 - ① 人・農地プランの実質化(案)について

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから令和 3 年度第 8 回目 11 月期の東彼杵町農業委員会総会を開催いたします。本日、農業委員さんは全員出席となっております。推進委員さんは山田委員が都合で欠席ということで、農業員 14 名、推進委員 13 名の出席となっております。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人の指名についてということで 11 番の清心委員さんと 12 番の俵坂委員さんをお願いします。</p> <p>報告事項、農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 ページご覧下さい。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。</p> <p>3 件ございます。菅無田と中尾と赤木です。4 ページにはそれぞれの場所を示しております。</p> <p>5 ページが 1 件目です。菅無田郷、田、現在利用状況は休耕となっております。こちらが新幹線の用地として一部を一時転用されている土地ですけれども、間もなく工事が終わるとということで、それを返すにあたって一部盛土をして、使いやすくしてから返却するという協議がされているところです。</p> <p>工事期間は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで、新幹線の工事の業者です。工事の概要につきましては、盛土をするということで、三瀬トンネル出口の残土を使って盛土をする。最大の埋め立て高さは 2.2m、工事完了後の作付け計画は、いまのところ自己保全管理とのことで、作付けの予定まではたっていないということでした。被害防除計画書ですが、盛土を行う、最高 2.2m、被害防除措置については、耐候性土のうによる、法面は 1 割勾配として、バックホーのバケットでたたいて締め固める、排水については自然流下ということになっております。</p> <p>6 ページに図面を業者さんが作られているのですが、灰色がかった所が今回の対象です。その下に田があるのですが、こちらが少し高くなっておりまして、ここの高さまで盛土をして、一帯的に使えるような改良になっております。</p> <p>7 ページの写真の黄色の部分に盛土をされるということで、上の写真の奥の方に少し高い圃場があるのですが、これと同じ高さに合わせる、その最高が 2.2m になります。</p> <p>8 ページに別の写真ですが、上から下に行くにしたがって左に移動しているのですが、1 番上の写真の黒い袋がある所が一時転用されている所です。少し高くなっていますので、ここは少し下げるかたちになると思います。</p> <p>9 ページからは誓約書、同意書をとられております。新幹線の工事の業者さんがされるのですが、土地の所有者から誓約書をいただいて、隣接地の方の同意もいただいております。</p>

議長	<p>ありがとうございました。今日現地確認をしていただいております。まず、地元の三坂委員さん、中尾推進委員さん、松野推進員さん、説明等ありましたらお願いします。</p>
三坂委員	<p>3番三坂です。今朝、会長他6名で現地調査に行っていました。内容としては残土を利用して埋め立てるということで、先程説明がありましたように、後々農地として使用しやすく、問題はないと思いますが、境界に水路があるということで、そのあたりの詳しい話を中尾推進委員さんをお願いします。</p>
中尾推進委員	<p>推進委員の中尾です。私が指摘したのは水路もですが、隣接地と高低差がありますので、法面の面積、同じ高さまで埋めると、後になって境界がわからないようになりますので、事前に控え杭を打って着工してくださいと、新幹線の業者さんに言っております。着工が12月1日からとのことでしたが、施工される業者の話では年明けてからのことでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元の中尾推進委員さんのおかげで色々わかってきまして、そのことにつきまして事務局長の方で確認を進めているところです。 今の状況を事務局長から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>ご指摘のとおり青線が入ってまいりました。この青線についてはかなりの期間、青線としては使われていない状況です。所管は建設課になります。この事案としては建設課協議になると思いますが、基本払下げか付け替えになると思います。水路をつぶす場合は関係者の同意があるかと思いますが、いずれにしても中身の協議につきましては、建設課協議ということにさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明がありましたとおり建設課と協議ということで進めていきたいと思っておりますが、この件に関しましてご質問等ないでしょうか。 ないようでしたら、その旨協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。 続きまして2番をお願いします。</p>
事務局	<p>改良届出です。中尾郷、合計の面積が1,307㎡になります。工事期間が書いていないですが、本人さんに確認したら令和4年3月31日までとのことでした。すでに少し着手済ということで、開始時期については、昨年の12月位からされているということでした。ご本人さんで施工されるということで、工事の概要ですが、石積みで盛土で高さが4mとなっております。工事完了後の作付計画は野菜を作られる計画になっております。12ページの赤枠位の範囲で石を積まれていまして、13ページに図面がありますが、4m石を積んでいらして、今そこまでされている状態です。その後、表層に土を50cm程度入れる予定ということでした。 14ページが現況の写真ですが、事前の写真が着手済のためありませんが、当初本人さ</p>

議長	<p>んは石を置く所として考えおられたようですが、転用になってしまうということで、土を入れて農地として使うということで、元々保全管理をされていた所です。</p> <p>15 ページからは誓約書と同意書、隣接地の同意もとられております。</p> <p>事前着工というところがありましたので、注意をしていただくように話をしました。ありがとうございました。ここにつきましても本日現地確認を行っております。</p> <p>地元の中山委員さん、福田推進委員さん、補足がありましたらお願いします。</p>
中山委員	<p>7 番中山です。会長、森田委員、事務局長、事務局、福田推進委員、本人さんを交えて立会をしました。未申請の状況でございまして、皆さんが来られる前に本人さんと二人で話をしましたら、このような作業をする時に、農業委員さんに報告をして、という進め方がわかっておられなくて、わからなかったという話をされました。</p> <p>事務局長からも厳しく指導がありましたので、土を運んで農地にするようにとのことでしたので、農地にする計画だろうと思っております。私たちもこれから厳しい目で管理、監督をしていかなければいけないと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。福田推進委員さんお願いします。</p>
福田推進委員	<p>以前にもこのような件について話をしたことがあります。おそらく手続きはされていないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本日当番で参加していただいた森田委員さん、何かありましたらお願いします。</p>
森田委員	<p>森田です。中山委員さんのおっしゃったとおり、事前着工で結構な高さまで上がっていますので、これから土をのせるということで、確認しながら見ていきたいと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今 3 人の方からご説明いただきましたが、この件に関して質問、ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。</p>
中尾推進委員	<p>推進委員の中尾です。13 ページの縦断面図によると下に水路が通っていますので、石法面の勾配がどれくらいになるのかと、上の図面の町道との土の面ですが、町道に法面がかかるので町道の境界が少し延びてくるので、そのあたりの境界を確認されているのかということです。</p> <p>話は変わりますが、9 月頃の町道に面した所の改良の件で、だいたいの概要の話があり、盛土をする時はどれ位控えるとかありましたが、今日の場合も中山委員に聞いたところ、町の建設課の立ち会いはなかったとのことで、そこのところをはっきりさせて、図面に勾配を入れてもらえば、法面はどのくらいとか、詳しい図面を受け付けの</p>

議長	<p>段階で要望してはどうかと思います。それと、施工後に提出された図面のように施工されているかの確認が必要ではないかと思います。改植が多いですが、改植の補助金申請を事前にされていて、改良届を農業委員会に提出されるのが、着手後になっているので指導を徹底した方がいいのではないかと思います。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご指摘いただきましたとおりで、受付段階の図面ですが、今回は事後ということで急遽出していただいて、その後指導をしております。今は農業委員会の基準を本人さんに渡しております。施工図等、農地改良届は完成後に提出書類がいきます。特にこの事案については、本日、本人さんにも言っておりますが、通常であれば全部撤去して下さいという話になるのですが、今回についてはかなりの事業量なので、ここを農地にするということが守られれば、農地改良届で処理をせざるを得ないという判断から、このような状況になっています。今後につきましても、農地改良届は今年4月に改正をしましたけれども、以前からありました。以前は内規のような状態であった関係上、正式に昨年、要綱ということで公にするべきとのことで、公示をしました。ただ本人が知らなかった、わからなかったというように、こちらの周知も不足していたと感じております。こちらの農地改良については、さまざまな機会をみて啓発を図っていきたいと思います。改植等については改良にあたりませんが、土地の造成、切土、盛土を伴うものについては農地改良届がいるという意識を浸透させることが町の今の状況だと考えていますので、できるだけ農業委員さん、推進委員さんにも声をかけていただければ浸透していくのではないかと感じています。</p> <p>中尾推進委員さんのご指摘のとおりだと思います。そこを何とか周知していこうと思いますので、よろしくお願いします。</p>
中山委員	<p>中山です。事前着工の件でも、この件に関してもですが、指導が行き届いていないと感じますし、私たちも工事があっている所、私も2名ほど電話をかけました。届をしないといけないか、工事をしているので、改良届を提出しないといけない、私の隣も行っているので、そこにも話をしました。子供も届をださないといけないかと言うので、それは届を出して、許可を得てから着工するのが当然と話しました。今年は何か所もあって、煙が上がっているので行って見たら、伐根して燃やしていた所がけっこうありまして、ここはどうなるのかと思いながらも、土を触らなければ注意する必要もないかと思いそのままにしましたが、農業委員として、指導するところはしなければと感じております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今話ができましたように知らない方がいらして、周知することが大事だと思います。伐根するだけと思っていても、それだけで終わらなかつたりするので、私は一応、改良届の話はしてきました。皆様方もそういう所があれば行っ</p>

	<p>てみて、切土、盛土をするようなら届をだして下さい、ださないと元に戻すようにいわれますよというような、最初は厳しい話をして、徐々にそういう方向にいけばいいのではないかと、今はまだ何で届がいるのかというような感じが多いので、徐々に浸透させていく方法も必要なので、若干の事前着工も認めるわけではないが、着工していても改良届の提出をしてもらう形で進めていけばどうかと思っていますが、この件に関してご意見があればお願いします。</p> <p>先程の中尾委員さんから指摘があったことについても、町道に関係している所等は建設課との協議等を含めて対応をしていき、こちら側も少しずつ学習しながら進めていけるように思っておりますので、ご意見等あればだしていただいて、実際は農家がいい農業ができるように、後から不利益にならないようにするのが目的ということを考えて進めていただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>この2番の件に関しましてご意見があればお受けします。</p>
山口推進委員	<p>新幹線に関係した土地の返還が今からだと思いますが、業者が最初に着工した業者と、最後に施工した業者が違う場合があって、先程、水路の話をされましたが、引継ぎが全然されないで、メッシュ柵等は戻さずにそのままの状態になっています。貸している農家の方もよくみないといけないと思いますが、業者が違う場合注意をされていた方がいいと思います。事務局から建設課に話をしていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局長	<p>今日の現場も業者さんが変わってしまっていて、権利もありますが、義務も発生しますので、撤収する時の適用も含めてそのようなことがもれないように、建設課とも協議をしていきたいと思っています。</p>
議長	<p>その他ないでしょうか。ないようでしたら3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>中尾郷の届出です。場所が赤木で千綿宿と彼杵宿の畑になります。茶畑の改植のためとのことで、中山委員さんからも話がありましたが、すでに着手をされているということで、工事期間は11月26日からになっていますが、土地はすでに手を入れている状況です。3月中には完成して茶を植える計画です。工事の概要ですが、圃場内移動とのことで、その中で切土と盛土をされます。18ページ、19ページは場所ですが、着手済ということもあって写真がないのでわかりにくいかもしれませんが、18ページの図面の赤枠で囲んである所が対象地です。この3枚が対象で、左上が高く右下が低くなっています。高い所から低い所に向かって傾斜をしているような茶畑ですが、高い方を切土をして、低い方に盛土をするというのを3枚全てされて、最高が2m、切土、盛土いずれも2mが最高になる改良になっております。20ページから同意書になっていますが、載せていないのが一つありまして、名義人の方の相続人になられます方の同意書も後で提出をさせていただいております。改良自体がどのようなものかを</p>

議長	<p>電話で私も話をしたりして、同意をもらうのも大変だと思ったところです。</p> <p>ありがとうございました。ここは私の担当地区ですが、中山委員さんから話がありましたとおります。先程の話のように改良する時は、届を出してもらうように話を進めています、もう一つ、同意をもらう時に地主さんがいいのか、耕作者さんがいいのかということもありますし、同意をもらう上で、どういう改良をするのかわからなければ、同意もしにくいのではないかと思いますので、図面もわかるように描いていくかたちで進めていかないといけないかと思っております。工事自体はけっこう進んでおりまして、隣の境界との石垣のところとかは溝を作って水が入ったりしないように、本人さんも水等が他の畑に影響しないように考えてされていますので、特段問題はないと思います。今日一緒に立会をしました推進委員の下野委員さん、何かないでしょうか。</p>
下野委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>本日当番で森田委員さん、一緒に立ち会いをしていただきましたが、補足がありましたらお願いします。</p>
森田委員	<p>森田です。道路から控えもきちんとしていましたし、きれいに整備されてありますが、ただ皆さんが言われたように、書類が出ていないということで、そこをきちんと提出していただければいいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、皆様方からご意見等ありましたらお受しますけれども、何かないでしょうか。</p>
中山委員	<p>中山です。先程事務局から同意書について話がありましたが、私も最初は地主さんを探して飯盛に行きまして、家に行っても誰もいらっしゃらなくて、ご親戚の家に行きまして話をききましたら、本人さんが高齢で施設に入っていられるとのことで、他の家族の方もよくわからないので、自分が親戚にあたるので印鑑は押していいとのことで、とりあえず印鑑をもらって帰って提出しました。その後に地主さんから連絡がありまして、娘さんが大村にいらっしゃるとのことで、早速その方に印鑑をもらいに行きましたが、説明するのが大変で同意書といいながら、最初は私を信用してもらえなくて、印鑑でするので大変で、問題がないことを説明して印鑑をもらって帰ってきましたが、その夜に電話がありまして、金銭的にいろいろあったら困るとの話をされまして、私はそのようなことはないですと言いましたが、本人さんがあまりわかっておられなくて、次の日、今までの経緯を説明して、農業委員会から電話をしてもらえば納得していただけるだろうと思い、事務局にお願いしました。こういういきさつがありまして、なかなか印鑑をもらうというのは大変で、同意書も町内の方でわかって</p>

議長	<p>もらっている方は協力していただけますが、面識のない方に印鑑をもらうというのは大変でした。</p> <p>ありがとうございました。確かにいろいろなパターンを考えながら、今後も事務局のほうでもやり方を考えながら進めさせていただきたいと思います。この件に関してはよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、報告事項を終わりにして、議事の方にはいりたいと思います。1番、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。件数が多いです、8件ございます。</p> <p>1件目ですが、所有権移転の無償、大音琴郷、畑2筆で1,728㎡、備考に書いておりますが、保全管理予定とのことで、少し荒れている所もあるのですが、親からの譲り受けということで、本人は大分にいらっしゃるので、こちらにいらっしゃる親御さん含めて保全管理をしていただくようになるとと思いますので、お願いをしております。</p> <p>2件目ですが、所有権移転の有償、三根郷、田2筆で1,524㎡。3番も隣り合う所でして、三根郷、田1筆で1,397㎡。いずれも同じ譲受人が買われるということです。令和3年の2月に総会で処理をしました農地です。泓委員さんを中心にまとめていただいていると思いますが、今回売買をするということで申請を出されております。</p> <p>4件目から8件目ですが、共有名義を整理されるということで、届出がありました。4番ですけれども、八反田郷、田、22㎡、所有権移転となっております。</p> <p>5番が八反田郷、田2筆、1,723㎡、こちらは持分を1/2ずつ、備考に書いておりますが、共有で持っていらっしゃるのをお一人の方に移転、共有名義解消のためとなっております。</p> <p>6番、千綿宿郷、瀬戸郷、田3筆で4,758㎡、こちらも備考に書いておりますが、持分それぞれ1/3の共有を全てお一人の方に移転となっております。</p> <p>7番が瀬戸郷、田3筆、2,662㎡、こちらについてはお一人の方の持分のみを贈与するとなっております。今、3名共有となっておりますが、最終的には別の方に移転をしたいということですのですけれども、年金を受けられているということで、後継者以外に贈与ができないということで、一旦、後継者に移して、最終的に移すということになっております。少し複雑なところですが、年金もからんできたということで、こういう風になっております。</p> <p>8番が八反田郷、瀬戸郷、いちごのハウスですが、他と計4筆で3,006㎡、3名の持分1/3ずつの内、2名の持分をお一方に移転するという内容になっております。24ページ、25ページに地図をつけております。</p> <p>申請番号No.1番は少し荒れている状況なのですが、保全管理をするようになっております。No.2、No.3は上杉の山田に行く道の途中にある所ですが、ここを売却することになっております。25ページは申請番号4～8を色分けして、だいたいの場所がわかるよ</p>

	うにしております。
議長	<p>ありがとうございました。まず申請番号 1 番の件に関しまして、地元の委員さん、推進委員さん、何かご意見、補足等ありましたらお願いします。</p> <p>親子での贈与ですので、特段問題はないかと思えます。</p> <p>「ありません」の声</p>
議長	<p>それでは 1 番に関しまして、許可するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。2 番、3 番につきましては、あっせんが出ておまして、売買ができたということで、この件に関して地元の委員さん、推進委員さんご意見、これまでの過程等ありましたらお願いします。</p>
泓委員	<p>4 番泓です。以前 2 人から話があったのですが、登記ができていなくて、早急にしていただいて、売買することとなりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、他に何かありましたらご意見を受けます。</p> <p>ないようでしたら、許可するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、4 番から 8 番までは一括でいきたいと思えます。地元の委員さん、推進委員さんから補足、説明等がありましたらお願いします。4 番から 8 番までも許可するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。では次にうつらせていただきます。</p> <p>議案第 28 号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。権利種別は所有権移転となっております。</p>

議長	<p>1 件目が、駄地郷、田 2 筆で 3,056 m²、贈与となっております。</p> <p>2 番が瀬戸郷、畑 1 筆、116 m²、ここは共有名義の整理のところですが、それぞれ 1/3 ずつ持っておられますが、個人名義に変えるという手続きになっております。</p> <p>27 ページが概要の地図になっております。</p> <p>ありがとうございました。1 番と 2 番の地元の委員さん、推進委員さん、説明、補足何かありますか。特にないようでしたら、その他ご意見、ご質問等ありましたらお聞きしますが、ありませんか。ないようでしたら、まず 1 番の件に関しまして、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>引続き 2 番の件に関しましても、許可するというところでよろしいでしょうか</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引続き事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 番、4 番は貸借権設定です。</p> <p>3 番が三根郷、田 2 筆、2,182 m²、貸借権の設定です。10 年、令和 3 年 12 月 10 日から令和 13 年 12 月 9 日まで、アスパラガスハウスを設置される予定です。</p> <p>4 番が蔵本郷、田 1 筆、1,256 m²、5 年間の貸借となっております。</p> <p>29 ページに図面をつけております。No.3 の方ですが、借りられる方はこちらに新規就農でこられて 7 年位たちますが、赤枠で示している所の右上の緑色になっている所ですが、ここにハウスを建てられています。川内でも作っていらっしゃるようですが、台風被害に毎年のようにあわれて、ご苦勞をされておまして、樋口の方は順調にしているので、こちらで拡大を考えていらっしゃるようです。</p> <p>4 番が貸し借りは終わって戻ってきたけれど、管理ができないとのことで、借りてもらうこととなっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。まず 3 番ですが、地元の委員さん、推進委員さん、補足等ありましたらよろしくをお願いします。</p>
前平推進委員	<p>推進委員の前平です。事務局から話がありましたように、今回借りる場所の近くでアスパラの栽培をされていて、真面目にされているので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。3 番について皆様のご意見を伺いたいと思います。許可す</p>

	<p>るということによろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引続き 4 番の件に関しまして、地元の委員さん、推進委員さん、何か説明等ありましたらよろしく申し上げます。</p>
滝川推進委員	<p>推進委員の滝川です。この水田は今年まで作っておられて、返されたのですが、他の水田を耕作されているので、今回お願いしたという経緯です。他に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今、説明がありましたように、特段問題はないかと思えます。4 番に関しまして、皆様方からご質問等あればお聞きします。ないでしょうか。それでは、4 番に関しまして、許可するというところによろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきたいと思えます。議案第 29 号、農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>先月の総会でも話したのですが、年金受給予定者が経営を後継者に変えられるということで、それに関連しての貸し借りになっております。全部で 27 筆、41,170 ㎡となっております。</p> <p>12 番です。三根郷、田 1 筆、1,410 ㎡。基本的に権利を有する議案は退席をさせていただいたりするのですが、あくまで集積に関する議案ということで、配分は予定ですので、この後滝川さん、福島さんとありますが、特に総会上は問題ないということで、そのまま在席していただいています。</p> <p>13 番、川内郷、田 1 筆で 1,674 ㎡。14 番、彼杵宿郷、田 4 筆、畑 1 筆、合計 5 筆で 2,224 ㎡、こちらも使用貸借になっております。15 番が平似田郷、田 7 筆で 4,368 ㎡、使用貸借 10 年となっております。38 ページから地図をつけております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。まずは 1 番から 11 番までに関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら受けます。何もないでしょうか。この件に関しまして許可相当という</p>

	<p>ことで、進めてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして 12 番、13 番の件につきまして、ご意見等ないでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>では、許可相当ということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして 14 番の件につきまして、ご意見等ないでしょうか。</p> <p>「ありません」の声</p>
議長	<p>では、許可するというので、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして 15 番の件につきまして、ご意見等ないでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>それでは許可するというので、進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございました。議事の方はこれで終わりです。本日の総会を終了したいと思います。お疲れ様でした。</p>